

博士論文審査報告

大月康弘著『帝国と慈善 ビザンツ』創文社、2005年、416+51頁

この学位請求論文は、大月康弘氏が、過去16年間に書き溜めた論文のうち、関係テーマの9本に修正を施し、問題の所在を指摘し確認する序論と結語を書き加えて一書にまとめ、出版したものである。

論文の概要

論文は、三部構成のもとに、全9章より成る。目次概略は以下の通りである。

序論 「帝国」の原像へ - ビザンツ国家の射程 -

第一部 帝国教会の財産形成

第一章 キリスト教帝国と教会 - 教会の税制特権形成 -

第二章 教会寄進と国家権力 - 5・6世紀の法制化 -

第二部 寄進・慈善・国家権力

第三章 マリアの遺言と帝国役人 - 貴族の遺言執行と国家機構 -

第四章 アッタレイアテスの家産政策 - 慈善施設設立の理念と打算 -

第五章 ヨハネス二世と帝国病院 - 皇帝寄進とコンスタンティノープルの福祉 -

第六章 ビザンツ国家と慈善施設 - 皇帝・教会・市民をめぐる救貧制度 -

第三部 神の資産と皇帝の配慮

第七章 財政問題のなかの修道院 - 皇帝たちの苦悩と配慮 -

第八章 教会施設の俗人管理問題 - カリステキアの展開と濫用 -

第九章 修道院所領と帝国租税システム - 神の恩寵・皇帝の管理 -

結語

序論は、本論文の課題を簡潔に述べたものである。ビザンツは、ローマ帝国の遺産のうへに成立した史上初の<キリスト教帝国>である。それは、中世世界（地中海世界およびキリスト教世界）に、一千年の間存続した。この帝国は、なぜにかくも長きにわたって存続しえたのか。本論文は、その理由を、中央集権的な行財政機構とキリスト教信仰に基づく帝国統合原理の融合にもとめる。そして、ビザンツ国家の帝国性の支柱であった国家＝教会関係に注目し、関連諸史料の観察を通じて考察する。そこから、皇帝が地上における「神の代理人」Vicarius Dei としてあらゆる事項を統御する役割を担い、天上界の天使の階層秩序に倣って設定された行財政機構を通じ帝国民からの経済的収奪を行う一方で、種々のチャンネルを通じて再分配の機能を果たしていたビザンツ帝国の国制の特徴が明らかになる。それは、民族や、宗教・宗派といった近代的でナショナルな要素とは異質な凝集原理に基づく国家・社会システムであり、その後、西欧ばかりでなく、スラヴ、またイスラム世界にとっても一つの規範となり、これら諸社会を経由して現代にまで基底的な影響

を及ぼしている。

本論の第一部では、ローマ帝国の国家権力と支配理念を体現したとされる行財政制度上での教会の地位が、形成史的に考察される。ローマ法（皇帝勅令群）は、『テオドシウス法典』（438年成立）、また『ユスティニアヌス法典』（529年完成）に集大成される。教会寄進関連法もまた、これら法典に収録された。そこで、これら二法典と、ユスティニアヌスによる『新法』（Novellae）の分析を通して、教会財産形成の進展の様態と、帝国政府の行財政的介入のあり方を系統的に整理することができる。

第一章では、テオドシウス法典に採録された皇帝勅令が分析され、帝国再編過程におけるキリスト教会の財産基盤形成が検証される。同法典には、編纂時までに公布されたすべての皇帝勅令が採録されており、それを時系列に整理することによって、キリスト教会が帝国財政制度のなかに緊密に位置付けられていった推移があきらかになる。それまで迫害（接収）されていた教会財産は、313年のミラノ勅令により返還が命じられた。この時点から、380年の国教化、また392年の排他的国教化に至るキリスト教の国家宗教への上昇は、ローマ帝国の支配秩序にとっての分水嶺であった。また、教会財産形成へのかかる国家権力の介入のモメントは、社会救済活動への公的配慮でもあった。

第二章では、ユスティニアヌス法典を中心に、新法の系統的解読をも通じて、教会組織が帝国機構に組み込まれる諸相が分析される。392年に国教化されたキリスト教会は、続く5・6世紀の経過の中で、帝国民の日常生活の中に深く入り込む。その組織的・物的基盤は国家財政制度の整備と並行して整備・充実されていく。それは、拡大し緻密化する教会組織／資産が、国家制度の一部として、帝権により整備されていく過程であった。ビザンツ教会組織の財産基盤は、もっぱら俗人の自発的寄進に依存していた。実際、教父らの勧奨の結果、5・6世紀を通じて教会財産は飛躍的に増大した。それは、〈救い〉に導かれた神と個人とのいわば契約関係を基礎とした財の移転の新しい様式だった。寄進行為に対する皇帝政府の綿密かつ具体的な制度設計もまた、神の統括する世界の運営に責任を負う〈帝国〉としての役割を自覚してのものであった。

以上、第一章、第二章での時系列な分析から明らかになった事実は、以下の三点である。（1）帝国行政機構は、国家財政上の重要な一項目として教会財産形成を位置付けた。（2）また、教会資産形成の最重要項目としての市民の寄進を促進し、手続きを法制化した。（3）宗教的特殊財を国家財政上の一環として制度化した理論的根拠は、社会救済事業としての慈善の教会組織への制度的委託であった。

第二部では、個別史料が豊富に残る10世紀以降を取り上げ、個別事例の分析のなかで、当時の政治・社会状況との関係から、帝国権力と慈善との関係が制度論的に考察されている。6世紀に整備された法制は、9世紀初頭に完成するバシリカ法典にギリシャ語訳され、その後の経済社会にも基本的に適用されていた。また、バシリカで捕捉できない社会現実に対しては、レオン6世期（在位886-912年）より新法が公布され、新時代に即して法制は補完されていた。第二部では、これら一連の法史料と、施設設立文書、また歴史、年代記等の記述史料の解読を通じて、当時の帝国財政・徴税制度、および市民による寄進の帝

国財務行政上での扱い、また寄進財による慈善施設の経営のあり方が考察される。

第三章では、有産市民女性がアトス山イヴィロン修道院に行った寄進事例が観察される。イヴィロン修道院は、ギリシャ北部ハルキディキ半島所在のアトス山の東麓にある施設である。9世紀以来「聖山」Hagios Orosの異名を取るアトス山を中心とする同半島は、現在でも行政上半独立の地位を保持しており、ギリシャばかりでなくロシア、セルビアなど正教世界の精神的中心地として重要な機能を果たしている。考察の結果、有産市民の土地資産が、税制上の特権を得ながら文書行政上の手続きに則って肅然と行われていたことが浮き彫りにされ、併せて、女性が夫の遺産相続人となり、財の所有主体および寄進主体になりえたことが確認された。

第四章では、法曹官僚として最高裁判事まで勤めたミカエル・アッタレイアテスの宗教施設設立・寄進行為が、彼自身の起草になる設立文書（1077年）の紹介を通じて考察される。この事例観察により、ビザンツでの寄進行為が、宗教的動機ばかりでなく、家産保全に向けての現実的動機にもよっていたことが析出された。アッタレイアテスは、コンスタンティノーブルとライデストスに救貧院と修道院を設立し、家産の大半をこの施設に寄進して、両施設を同一財源で運営する法人とした。彼は、修道士に経営を委ねる一方で、一人息子をその管理者（施設長）とした。彼は、家産の一体性と永続性を求めて、2人の歴代皇帝より財政上の特権状を取得した。このように、「教会・修道院財産の増大」現象は市民の積極的な意志に基づいていたが、寄進行為が帝国財政の利益を損ねることはなく、むしろ財務行政の監督下で肅然と実行され、また、税制特権が帝国財政政策の一環として論じられた。

第五章では、皇帝による寄進行為の事例が考察される。「ローマ皇帝」は、単に帝権にもとづき帝国財政を通じて市民の寄進に配慮したばかりでなく、自らも「市民の第一人者」として個々の寄進行為を行っていた。その典型的な事例がヨハネス2世コムネノス（在位1118～1143年）による大規模病院であり、その設立・寄進行為の制度論分析、および施設の運営実態が紹介される。コンスタンティノーブルに設立されたこのパントクラートル病院は、帝国各地の皇帝・皇后御料から財源を特定され、帝都の市民生活にとって重要な存在となっていた。創建者の起草になる『設立文書』Typikonには、同施設がコンスタンティノーブル市民の福祉に寄与した模様が伝えられている。

第六章では、第三章から第五章で考察した三事例と、第一部で考察した初期の体制が通時的に見通され、慈善行為をめぐる市民、国家、教会・修道院間の関係性の変化が検討される。5～6世紀に見られた慈善施設は、公教会機構を通じて帝国政府の財政的責任のもとに置かれていた。市民の寄進行為も、当初予定通りに完遂しない場合、教区主教の責任において計画が実施されるものと規定されていた。ところが、9世紀末以降に頻出する設立文書によると、各施設とも、教会、帝国行政ともあらゆる公的権威／権力からの「自由・独立」を宣言する。施設の地位をめぐるこの顕著な変化を直接説明する史料所言は見当たらないが、この構造転換の転機は、ニケフォロス1世（在位802-811年）期に実施された土地税に関する課税システムの変更にあった。つまり、当時導入された定率税制（以前は管区ごとの定額税制）は、帝国内のすべての可耕地を土地原簿＝課税台帳Biblionに記録し、各土地片の担税額を地味に応じて算定するものであり、財政特権を主旨として9世紀

末以降に叢生する修道院文書は、課税システムのこの変更に対応して発生した。すなわち、土地をはじめとする生産手段は、いまや悉皆的に課税対象となり、個別に免税特権を取り付けることになった。生産手段の各保有者は、国家より公正証書を取得して、自らの特権を現場役人に誇示する必要があったからである。

第三部では、引き続き研究史上注目される 10～11 世紀に焦点が合わされ、帝国権力と教会・修道院所領との制度的・現実的關係が主要史料に即して分析される。研究史上重要な国家権力と土地制度、財政制度の問題が、本論文のメインテーマである国家＝教会關係論の文脈のなかで位置付けられ、具体的な史料分析結果に依拠して、国民国家・国民經濟研究の諸概念に影響されてきた 20 世紀ビザンツ学の研究史が批判される。

第七章では、いわゆる『マケドニア朝新法』（10 世紀）の分析を中心として、10 世紀後半から 11 世紀における諸皇帝の土地政策、教会政策が再考される。同史料群については、当該期の經濟構造論の観点から 20 世紀を通じて比較的厚い研究史がある。そこで、大土地所有の展開を中世的国家構造の特徴と見るマルクス主義の立場に立つ G・オストロゴルスキー等と、国家統制の側面を強調した P・ルメル、また財政機構分析を禁欲的に推進した F・デルガーらの所説が整理されるなかで、一連の施策が、帝国財政政策と、本書で追究する慈善政策との両立に苦悩する歴代皇帝の揺れ動きと政策上の苦勞を反映するものであることが明らかにされる。

第八章では、ビザンツ固有の現象として注目されるカリスティキア（教会施設管理の俗人委譲問題）が分析される。カリスティキアとは、一定期間（原則一世代、場合によっては三世代まで）にわたり、教会施設とそれに付随する財産の管理・運営を、教会外の人物に委託する慣習的行為である。還俗の不可能な宗教的特殊財を世俗の人間に經營させるこのシステムは、「荒廃した施設」の再建のために創案された。しかし、直ちに「富裕な施設」もまた贈与の対象とされるようになった。本章では、アンティオキア総主教ヨハネス 5 世による『カリスティキア駁論』（1094 年）および関連新法の系統的分析を通して、帝国、教会権力によるこの施設委託が、すぐれて經濟政策的意図に基づいていたことが示される。

第九章では、第三章でも取り上げたアトス山イヴィロン修道院文書の分析を通じて、帝国税制における修道院所領の位置づけが検証される。錯綜した史料所言の關係性を整理することで、検証した文書が、帝国財務行政上の必要に応じて発給された行政文書であることが明らかにされる。そして、土地所有者としてのイヴィロン修道院が、所領の近隣地との關係のなかで徴税役人の指示に服していたこと、修道院が施設所有不動産と農民に対する権利を帝国財務行政（テッサロニキ管区）の中で保全しようと努力していたことが指摘される。かくて、帝国（皇帝）が徴税実務一般の遂行のなかで、「神の資産」となった修道院の所領と、農村における生産力確保に対し全般的配慮を示したことが明らかにされた。

最後に、結語において、本論文の課題が改めて確認される。ビザンツ国家はその当初から、キリスト教帝国として形成された。その帝国としての特徴は、種々の民族性を超える普遍的キリスト教ローマ理念と、それを前提として帝権 Imperium が果たした財の収奪・還元機能の統合様式のなかに見出されるが、それらは、キリスト教的 <救済の摂理> を動

機とする〈慈善〉を背景とした教会、修道院、各種慈善機関の活動と、それら施設の存立を可能にした市民の寄進、およびそれら施設に対する皇帝の財政的配慮などに典型的に観察される。〈慈善〉をめぐるこの国家制度は、土地や財貨の移転に関わる帝国財政の基幹的制度であり、また、財産基盤の形成が広く市民の寄進行為に依存していたことから、それは市民の行動規範をめぐる帝国法レベルでの規制体系を生むことにもなった。

評価

(1) 本研究の独創性

ロシアを含む欧米におけるビザンツ学の蓄積は膨大である。とりわけ、本論文が主として扱った 10、11 世紀は、残された史料が多いこともあって、ビザンツ社会経済史研究において最も注目され、言及されてきた時代であった。それは、貴族層による教会施設設立・経営行為が頻出し、ビザンツ社会が大きく変容する時期である。貴族層は、自らの資産の大部分をもって宗教施設を設立し、「神」に「寄進」した。その結果、10 世紀以降の「中後期ビザンツ」は、中央集権的皇帝支配の機構が漸次衰退し、「封建的分権化」と「教会・修道院財産の増大」が進展した時代と評価されてきた。そして多くの場合、「教会・修道院財産の増大」が「封建的分権化」を支える論拠として援用されてきた。国際学界で盛んに行われたこの「封建制論」は、1970 年代に消沈するものの、議論の論理構成に抜本的修正が提起されることなく、多くの研究者の思考を規定し続けてきた。

そのなかにあって、新たな視角からビザンツ像を再構築する試み。それが本論文である。大月氏の思索のよりどころは、フランスのビザンツ史家、E.パトラジアンÉ. Patlageanの「貧困」「貧困者」研究であり、ドイツの碩学 H.G.ベックと一橋大学名誉教授、渡辺金一のビザンツ政治神学研究であった。かくて、一方では、旧約聖書、とりわけダニエル書第 7 章等に見られる終末論 eschatology に基礎付けられたキリスト教ローマ帝国の世界帝国理念に、他方では、帝都コンスタンティノープルを中心とした財、所得の「再分配」を担う、巨大な中央集権的財政システムに足をかけた本論文が構想されることになった。それを改めて整理すれば、次のようになる。

ビザンツの世界帝国理念は、3 世紀にアレクサンドリアのオリゲネスによって提唱され、4 世紀にその二代目の弟子であるカイサリアのエウセビオスによってまとめ上げられた帝国イデオロギーだった。それによれば、ローマ帝国が、初代皇帝となるアウグストゥスのとき、神の救済計画のために遣わされたキリストと出会い、神意により、^{オイクメネー}世界を、キリストの再臨のときまでまとめ上げておく役割を担うという。歴史の偶然に過ぎないローマ帝国が、神による壮大な世界救済計画の必然的担い手とされた。歴史の宿命を説くこの終末論にもとづく政治神学は、ローマ帝国の長としての皇帝の地位をも必然的存在として規定した。

人類史上の〈最後の帝国〉であるキリスト教化されたローマ帝国では、キリストの代理人としての皇帝は、天上における唯一の存在〈全能の神〉^{パントクラートル}になぞらえられた地上唯一の〈^{アウトクラートル}全能の皇帝〉として、地上世界のいっさいの事柄を取り仕切る。そこには、世俗の事柄ばかりでなく、精神世界の規定もが含まれた。そして、このキリスト教的モチーフに飾られたローマ世界の法秩序のもと、およそ人々は、天上界の天使の階層秩序に範をとる帝国役

人の統治に守られながら、帝国の法・政治秩序が保障する〈平和〉と〈文化〉を享受する、とされる。帝国秩序の外にある民族は〈野蛮〉であるが、彼らもまた、神の救済計画のなかで、皇帝に与えられた使命によってやがて文明世界の一員として包摂されるべく運命付けられている。したがって、彼らもまた世界帝国を統括する皇帝のもとにたつ臣民にほかならない。皇帝は、その支配権にもとづき、世界を全体として包括すべき政治的使命と、キリスト教の信仰によって精神的に文明化する宗教的使命をもって、彼らに不断に働きかける。

この〈キリスト教帝国〉理念が現実には制度化された形象が、ビザンツにほかならなかった。〈世界〉を統御する皇帝のもと、人は、自らの〈救済〉を動機として寄進を行った。それは、皇帝自身による大規模病院の設立から、地方社会における小修道院までが含まれる。施設に付随せられた資産、それを基盤とする経済収入が帝国社会の経済社会機能に占める比重は小さくなくと推定される。以上のように要約される本論文は、国際的に見てもユニークで壮大な業績である。

(2) 今後の課題

もっとも、構想が壮大であるがゆえに、今後に残された課題も多い。以下、二つだけ指摘する。本論文によって、寄進をキーワードとして、ビザンツ帝国におけるイデオロギーと中央集権的な行財政システムとの関係とその歴史的展開は明晰に分析された。しかし、それが農村社会の変容にどのようにかわるかにについては、ほとんど議論がなされていない。その結果、これまでのビザンツ研究の主流であった農村社会経済研究に対して鋭い批判は展開されているが、それに代わる農村社会像を提示していない。とりわけ、世俗の貴族層による土地経営への言及がない。本論文が宗教貴族を扱っているゆえに仕方ないところもあるが、大月氏がビザンツ経済の基礎は農村経済にあり、寄進の有力な主体が世俗の貴族層であったという認識をもつ以上、氏のこの点に関する積極的な発言を期待したい。

もう一つは、ビザンツの国制を座標軸とした比較研究の是非である。大月氏は、ビザンツの国制が西欧ばかりでなく、スラヴ、またイスラム世界にとっても一つの規範となり、これら諸社会を経由して現代にまで基底的な影響を及ぼしている、と指摘している。そして、氏が主張するビザンツの国制の特徴を一言で表現すれば、一元論的世界観である。それを氏は、オイコノミア（救済の摂理）とオイコスノモス（家経済、国家の計画経済）との深い結びつきとして分析している。しかし、実際にそこで論じられているのは、政治権力と宗教権力の存在を前提とし、両者の関係を論じるテオクラシーの文脈においてである。つまり、「聖」と「俗」の二元論的世界観に立った上での「聖」と「俗」の一致であり、文字通りの一元論的世界観に立った議論ではない。それは、西欧キリスト教世界との比較においては有効である。しかし、イスラムなど他の宗教・文明圏との比較においては、もう一工夫必要であると思われる。

結論

評価において述べた様に、本論文が、国際的に見て、ビザンツ研究に新たな知見とヴィジョンを

与える独創性の高い研究であることは明白である。今後の課題として指摘した点は、一方では、膨大なこれまでの研究蓄積と限られた史料状況、他方では、大月康弘氏の研究者としての高い能力を知るがゆえの、われわれの期待であり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。実際、先に行われた口頭試問において、大月氏は、これらの課題を十分に認識し、その一部については、すでに研究に着手していることを明らかにされた。

以上の審査結果に鑑みて、審査員一同は、大月康弘氏の提出した本学位請求論文が、一橋大学博士(経済学)の学位を授与するに十分に価すると判断する。

2005年11月9日

審査員

一橋大学名誉教授	山田欣吾
一橋大学大学院経済学研究科教授	神武庸四郎
一橋大学大学院経済学研究科教授	加藤 博